

広島県告示第五百六十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定によって、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和七年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 水源涵養保安林

江の川上流		太田川		森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	包括市町名	皆伐面積の限度（ヘクタール）
生田川	三篠川	可愛川	太田川下流	太田川上流	小瀬川上流	上水内川	七五四・三七
安芸高田市（向原町を除く。）	安芸高田市（向原町に限る。）	山県郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津、大塚、有田、有間、石井谷、今田、後有田、川井、川戸、川西、川東、木次、蔵迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中山、春木、本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原に限る。）	広島市（東区（馬木一丁目から馬木九丁目まで、馬木町、上温品一丁目から上温品四丁目まで、温品一丁目から温品八丁目まで、温品町、福田一丁目から福田八丁目まで及び福田町に限る。）、安佐北区（白木町に限る。）、安芸区及び佐伯区を除く。）	山県郡安芸太田町及び同郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津、大塚、有田、有間、石井谷、今田、後有田、川井、川戸、川西、川東、木次、蔵迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中山、春木、本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原を除く。）	廿日市市（玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖に限る。）	広島市（佐伯区（湯来町及び杉並台に限る。）に限る。）及び廿日市市（吉和に限る。）	三二九・八〇
七二三・八二	三三四・七〇	四四三・八四	一五一・二二	二二〇五・七三			



大田川		
	広島市（東区）馬木一丁目から馬木九丁目まで、馬木町、上温品一丁目から上温品四丁目まで、温品一丁目から温品八丁目まで、温品町、福田一丁目から福田八丁目まで及び福田町に限る。）及び安芸区に限る。）、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町及び同郡坂町	

二 土砂流出防備保安林

区 名	森林計画	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	包 括 市 町 名	皆伐面積の限度（ヘクタール）
高梁川上流		油木	神石郡神石高原町（油木、安田、小野、新免、李、近田、花済及び上野に限る。）	二・三四
		神石	神石郡神石高原町（田頭、牧、草木、福永、古川、高光、相渡及び永野に限る。）	二・六一
		豊松	神石郡神石高原町（上豊松、下豊松、笹尾、有木及び中平に限る。）	〇・六四
		神石三和	神石郡神石高原町（井関、大矢、時安、坂瀬川、小島、上、阿下、常光、亀石、高蓋、木津和、父木野、光信、桑木、階見及び光末に限る。）	二四・二八
江の川上流		三次	三次市（甲奴町、君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町及び三和町を除く。）	二六・六〇
		甲奴	三次市（甲奴町に限る。）	一六・九八
		君田	三次市（君田町に限る。）	六・六六
		布野	三次市（布野町に限る。）	一五・五三
		作木	三次市（作木町に限る。）	六・五二
		吉舎	三次市（吉舎町に限る。）	一六・一四
		三良坂	三次市（三良坂町に限る。）	五・二六
		双三三和	三次市（三和町に限る。）	二五・八〇
		庄原	庄原市（総領町、西城町、東城町、口和町、高野町及び比和町を除く。）	二九・七四
		総領	庄原市（総領町に限る。）	〇・八八
		西城	庄原市（西城町に限る。）	一三・六五
		東城	庄原市（東城町に限る。）	三二・〇三
		口和	庄原市（口和町に限る。）	一一・二二



大朝	芸北	戸河内	筒賀	加計	坂	熊野	海田	安芸府中	大野
山県郡北広島町(宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚に限る。)	山県郡北広島町(東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細見、才乙、大利原、南門原、苜屋形、草安、奥原、土橋及び大元に限る。)	山県郡安芸太田町(大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷に限る。)	山県郡安芸太田町(大字上筒賀及び大字中筒賀に限る。)	山県郡安芸太田町(大字穴、大字坪野、大字津浪、大字加計、大字下筒賀、大字下殿河内及び大字観音に限る。)	安芸郡坂町	安芸郡熊野町	安芸郡海田町	安芸郡府中町	廿日市市(宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対厳山一丁目から対厳山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで及び大野に限る。)
二二・五二	三・五四	四一・九〇	一四・三一	六八・二二	二四・三七	五三・九九	九・三八	一八・九〇	一一二・一七



福山	福山市(内海町、沼隈町、神辺町及び新市町を除く。)	一三四・四二
内海	福山市(内海町に限る。)	一五・七四
沼隈	福山市(沼隈町に限る。)	四一・〇六
神辺	福山市(神辺町に限る。)	六六・八六
新市	福山市(新市町に限る。)	二六・六七
府中	府中市(上下町を除く。)	五六・〇六
上下	府中市(上下町に限る。)	四二・七八
東広島	東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び芸津町を除く。)	三〇九・一三
黒瀬	東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目及び黒瀬松ヶ丘に限る。)	七四・一八
福富	東広島市(福富町に限る。)	二二・三四
豊栄	東広島市(豊栄町に限る。)	五六・四六
河内	東広島市(河内町に限る。)	一〇六・七八
安芸津	東広島市(安芸津町に限る。)	七一・八一
江田島	江田島市(江田島町に限る。)	四一・四五
能美	江田島市(能美町に限る。)	四・二二
沖美	江田島市(沖美町に限る。)	二九・七六
大柿	江田島市(大柿町に限る。)	九・六〇
大崎	豊田郡大崎上島町(中野、原田及び大串に限る。)	五・九四
東野	豊田郡大崎上島町(東野に限る。)	〇・〇四
木江	豊田郡大崎上島町(木江、沖浦及び明石に限る。)	八・一四
甲山	世羅郡世羅町(大字青近、大字赤屋、大字伊尾、大字宇津戸、大字小世良、大字小谷、大字川尻、大字甲山、大字西上原、大字東上原及び大字別迫に限る。)	一八六・一三

	世羅	世羅郡世羅町（大字青水、大字青山、大字井折、大字賀茂、大字京丸、大字黒淵、大字三郎丸、大字重永、大字津口、大字寺町、大字田打、大字徳市、大字戸張、大字中原、大字西神崎、大字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大字安田に限る。）	七七・三四
	世羅西	世羅郡世羅町（大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原に限る。）	二五・一八

三 干害防備保安林

森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度（ヘクタール）
瀬戸内	府中市（上下町に限る。）	三・〇二
	東広島市（黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。）	九・五〇

四 保健保安林

皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度（ヘクタール）
高梁川上流森林計画区	二・九四
江の川上流森林計画区	三一・〇六
太田川森林計画区	三五八・三七
瀬戸内森林計画区	一八六・三六